

令和2年12月
市川市教育委員会 定例会 会議録

市川市教育委員会

令和2年12月市川市教育委員会 定例会 会議録

- 1 日 時 令和2年12月4日（金）午後3時開議
- 2 場 所 市川市南八幡仮設庁舎教育委員会会議室
- 3 日 程
 - 1 開会
 - 2 会議成立の宣言
 - 3 議事日程の決定
 - 4 議案第34号 令和3年度教育振興重点施策について
 - 議案第35号 市川市教育委員会事務局等組織規則の一部改正について
 - 5 報告第35号 市川市一般職の職員の給与に関する条例及び市川市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正に関する臨時代理の報告について
 - 報告第36号 令和2年度市川市一般会計補正予算（第8号）（うち教育費に係る部分）に関する臨時代理の報告について
 - 報告第37号 市川市立塩浜学園外構・校庭整備工事請負契約に関する臨時代理の報告について
 - 報告第38号 市川市稲越町の区域における住居表示の実施に伴う関係条例の整理に関する条例の制定（うち第2条、第3条及び第4条に係る部分）に関する臨時代理の報告について
 - 報告第39号 損害賠償請求事件の和解に関する臨時代理の報告について
 - 報告第40号 学習用タブレット端末の購入に関する臨時代理の報告について
 - 6 その他
 - 7 閉会
- 4 本日の会議に付した事件
 - 1 議案第34号 令和3年度教育振興重点施策について
 - 議案第35号 市川市教育委員会事務局等組織規則の一部改正について
 - 2 報告第35号 市川市一般職の職員の給与に関する条例及び市川市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正に関する臨時代理の報告について
 - 報告第36号 令和2年度市川市一般会計補正予算（第8号）（うち教育費に係る部分）に関する臨時代理の報告について
 - 報告第37号 市川市立塩浜学園外構・校庭整備工事請負契約に関する臨時代理の報告について

- 報告第38号 市川市稲越町の区域における住居表示の実施に伴う関係条例の整理に関する条例の制定（うち第2条、第3条及び第4条に係る部分）に関する臨時代理の報告について
- 報告第39号 損害賠償請求事件の和解に関する臨時代理の報告について
- 報告第40号 学習用タブレット端末の購入に関する臨時代理の報告について

5 出席者

教育長	田中	庸惠
委員	平田	史郎
委員	島田	由紀子
委員	山元	幸惠

6 欠席者

委員	平田	信江
委員	大高	究

7 出席職員、職・氏名

教育次長	松丸	多一
生涯学習部長	永田	治
学校教育部長	小倉	貴志
学校教育部次長	石井	辰治
教育総務課長	池田	孝広
教育施設課長	鎌形	秀昭
青少年育成課長	田中	英一
義務教育課長	新部	操
学校安全安心対策担当室長	河部	純
教育センター所長	小松崎	聡

8 事務局職員、職・氏名

教育総務課	主 幹	吉田	直美
//	副主幹	須志原	みゆき
//	主 査	新田	伸子

○教育長

それでは、ただ今から、令和2年12月定例教育委員会を開会いたします。本日の会議は、教育長及び委員の過半数が出席しておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により成立いたしました。この定例会の会期は、市川市教育委員会会議規則第3条第2項の規定により、本日1日といたします。本日の審議案件は、議案2件、報告6件で、お配りいたしました議事日程のとおりでございます。日程に従い議事を進めます。はじめに、「会議録署名委員の指名」を行います。市川市教育委員会会議規則第39条の規定により、会議録署名委員は、島田由紀子委員、山元幸恵委員を指名いたします。よろしくお願いたします。続いて、議事の進行を行う委員の指名を行います。市川市教育委員会会議規則第31条の2の規定により、教育長において、平田史郎委員を指名いたします。平田史郎委員、お願いたします。

○平田史郎委員

かしこまりました。それでは、早速「議案」に入ります。議案第34号「令和3年度教育振興重点施策について」を議題といたします。それでは、提案理由の説明を求めます。

○教育総務課長

教育総務課長です。議案第34号「令和3年度教育振興重点施策について」、ご説明いたします。議案1ページをご覧ください。提案理由は、令和3年度における教育の振興を図るために、令和3年度教育振興重点施策を定めるためです。続きまして、議案2ページをご覧ください。令和3年度教育振興重点施策の基本的な考え方です。本年度に実施いたしました、令和元年度の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価結果や総合教育会議などを踏まえ、以下15の施策を重点施策案といたしました。(1)といたしまして、読書教育の推進、(2)情報教育の推進、(3)教育のICT環境の整備、(4)教職員のICT活用指導力の向上、(5)食育の推進、(6)体力向上の取組の推進、(7)特別支援教育の推進、(8)学校教育における学力保障・進路支援、子ども・福祉関係部署との連携の強化。議案3ページをお願いいたします。(9)地域の教育資源の活用、(10)地域とともにある学校づくりの推進、(11)外国語教育の推進、(12)新しい地域づくりに向けた学びの場づくりの振興、(13)いじめ、暴力行為などへの対応や、子どもや保護者を支援する相談体制の強化、(14)放課後の子どもの居場所づくりの推進、(15)安全・安心で質の高い教育環境の整備、以上の15施策を令和3年度教育振興重点施策として位置づけ、事務局内で共通認識のもと、施策の実現に向けて取り組んでまいりたいと考えております。説明は以上でございます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○平田史郎委員

ありがとうございました。以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんでしょうか。特に質疑がないようですので、議案第34号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○平田史郎委員

出席委員全員挙手であります。本案は原案のとおり可決いたしました。

続けて、議案第35号「市川市教育委員会事務局等組織規則の一部改正について」を議題といたします。それでは、提案理由の説明を求めます。

○教育総務課長

教育総務課長です。議案第35号「市川市教育委員会事務局等組織規則の一部改正について」、ご説明いたします。議案の4ページをご覧ください。提案理由は、市役所庁舎の建て替えに伴い、教育委員会事務局の位置を移転後の住所に改めるためです。続きまして、改正内容をご説明いたします。議案の6ページ、新旧対照表の、改正後の第2条をご覧ください。本条では、教育委員会事務局の名称及び位置を定めており、事務局の移転に伴い、現在仮本庁舎のある「市川市南八幡2丁目20番2号」に改正するものです。最後に、施行期日です。お手数ですが、戻りまして、議案の5ページ、改正文の附則をご覧ください。事務局の移転は、令和3年1月12日を予定しておりますことから、同日をこの規則の施行期日とするものです。説明は以上でございます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○平田史郎委員

ありがとうございました。いよいよ引っ越しですね。以上の説明について質疑はございますでしょうか。特に質疑がないようですので、議案第35号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○平田史郎委員

挙手全員でございます。本案は原案のとおり可決いたしました。

それでは、続きまして「報告」に入ります。報告第35号「市川市一般職の職員の給与に関する条例及び市川市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正に関する臨時代理の報告について」を説明してください。

○教育総務課長

教育総務課長です。報告第35号「市川市一般職の職員の給与に関する条例及び市川市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正に関する臨時代理の報告について」、ご説明いたします。議案の7ページから12ページをご覧ください。教育に係る事務について定める条例の改正につきましては、市長からの意見聴取に対し、教育委員会の意見を申し出る必要がありますが、会議を招集する時間的余裕がなかったことから、市川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第2条第1項の規定により、本条例案の内容には異議のないものとして、教育長が令和2年11月10日に臨時代理し、同日付けで市長へ回答いたしましたので、同条第2項の規定によりご報告いたします。

それでは、議案の12ページをご覧ください。条例を改正する理由は、人事院勧告等を踏まえ、一般職の職員の期末手当の改定を行うとともに、これに合わせて市長、教育長等の期末手当の改定を行う必要があるためです。続きまして、改正内容をご説明いたします。お手数ですが、戻りまして、議案の10ページをご覧ください。第1条、第3条で定める期末手当の支給率を年間で0.05か月分の引き下げとするものです。また、本条例の施行期日は2段階に設定されております。公布の日から施行される条文により、本年12月10日に支給予定の期末手当においては、

0.05か月分の引き下げが適用され、令和3年4月1日から施行される条文により、次年度以降は引き下げ分の0.05か月を6月と12月で折半する形で、0.025か月分ずつの引き下げとなります。説明は以上でございます。

○平田史郎委員

ありがとうございました。以上で説明は終わりましたが、質疑はございますでしょうか。それでは報告第35号を終了いたします。

続けて、報告第36号「令和2年度市川市一般会計補正予算（第8号）（うち教育費に係る部分）に関する臨時代理の報告について」を説明してください。

○教育総務課長

教育総務課長です。報告第36号「令和2年度市川市一般会計補正予算（第8号）（うち教育費に係る部分）に関する臨時代理の報告について」、ご説明いたします。議案の13ページから18ページをご覧ください。令和2年度市川市一般会計補正予算（第8号）のうち、教育費に係る予算につきましては、先程ご説明いたしました報告第35号と同様に、本補正予算の内容には異議のないものとして教育長が臨時代理し、市長へ回答いたしましたので、ご報告いたします。それでは、議案の16ページをご覧ください。「1. 歳入歳出予算補正」についてです。初めに、歳出からご説明いたしますので、議案の17ページをお願いいたします。第11款・教育費、第1項・教育総務費、第2目・事務局費です。第18節負担金補助及び交付金におきまして、奨学資金事業に対する指定寄附金がありましたことから、本年度奨学生として基準を満たしていながら、当初予算額の上限を超えていたことにより、支給対象となっていなかった方にも奨学金を支給するため、70万8,000円を増額要求するものです。続きまして、第3目・学校教育指導費です。新型コロナウイルス感染症拡大のため、6月に予定していた音楽会、12月に開催予定となっていた合唱フェスティバル及び9月から12月に予定となっていた地区別音楽会を全て中止したことに伴い、第7節・報償費におきまして、講師謝礼金5万円、第13節・使用料及び賃借料におきまして、地域別音楽会用等楽器運搬車借上料52万3,000円、音楽会等会場借上料71万7,000円を減額要求するものです。次に、第18節・負担金補助及び交付金におきまして、新型コロナウイルス感染症の影響により、市川市青少年教育国際交流協会における市内中学生とドイツローゼンハイム市との、従来の派遣・受け入れ事業が中止となり、今年度は、事業を縮小して実施するため、青少年教育国際交流協会事業費補助金528万4,000円を減額要求するものです。同じく補助金におきまして、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、中学校の修学旅行及び小学校の宿泊行事が中止となった場合に生じる企画料を公費負担するため、市立学校修学旅行等企画料補助金2,138万円を増額要求するものです。続きまして、第6項・社会教育費、第2目・文化財費です。第16節・公有財産購入費におきまして、史跡下総国分寺跡附北下瓦窯跡の公有化におきまして、不動産鑑定の結果、鑑定評価額が減となったものの、実測の面積が登記簿上の面積より増となったため、土地購入費814万2,000円を増額要求するものです。続きまして第6目・博物館費です。第17節・備品購入費におきまして、自然博物館に対する指定寄附金がありましたことから、老朽化の進んだ物品の入れ替えを行うため、事業用機械器具費80万円を増額要求するものです。以上、歳出につきま

しては、合計で2,445万6,000円の増額を要求するもので、今回の補正により、補正後の教育費の合計額は、176億9,395万6,000円となります。

続きまして、歳入についてご説明いたします。恐れ入りますが、戻りまして16ページをお願いいたします。第17款・寄附金、第1項・寄附金、第2目・指定寄附金です。第1節・指定寄附金におきまして、歳出でご説明いたしました奨学資金事業に対する指定寄附がありましたことから、奨学資金事業の財源として、奨学資金事業指定寄附金1,150万円を増額要求するものです。同じく第1節指定寄附金におきまして、歳出でご説明いたしました自然博物館に対する指定寄附金があったことから、備品購入の財源として60万円を増額要求するものです。続きまして、第18款・繰入金、第6項・大畑恣教育基金繰入金、第1目・大畑恣教育基金繰入金です。第1節・大畑恣教育基金繰入金におきまして、先程指定寄附金でご説明いたしました奨学資金事業に対する指定寄附金がありましたことにより、指定寄附金額と大畑恣教育基金からの繰入額の合計額が、歳出額を上回ることから、118万円を減額要求するものです。続きまして、第7目・青少年教育国際交流基金繰入金です。第1節青少年教育国際交流基金繰入金におきまして、歳出でご説明いたしました、市川市青少年教育国際交流協会における市内中学生とドイツローゼンハイム市との交流事業を縮小して実施するため、財源となる528万4,000円を減額要求するものです。続きまして、第21款・市債、第1項・市債、第8目・教育債です。第3節・社会教育債におきまして、歳出でご説明いたしました史跡下総国分寺跡附北下瓦窯跡用地の購入費が増額となることから、財源となる市債820万円を増額要求するものです。以上、歳入につきましては、合計で1,383万6,000円の増額を要求するもので、今回の補正により、補正後の教育費に係る歳入全体の合計額は、48億6,316万2,000円となります。

続きまして、18ページをお願いいたします。「2. 債務負担行為補正」について、ご説明いたします。債務負担行為は、将来支出を伴う債務について、その期間及び限度額を定めるものでございます。追加の項目につきましては、放課後保育クラブ指定管理料におきまして、放課後児童支援員の処遇改善及び新型コロナウイルス感染拡大防止に係る費用を追加措置したことにより、債務負担行為の限度額を超える見込みがあるため、追加の債務負担行為を設定するものです。次に、変更の項目につきましては、学校保健定期健康診断委託費におきまして、令和3年度に実施する児童生徒の健康診断について、診断における児童生徒数及び検査数が当初の見込みを上回ったことなどにより、限度額を変更するものです。

最後に、「3. 地方債補正」についてです。歳入でご説明いたしました市債の増額に伴い、市債の限度額についても変更する必要があることから、補正前の限度額である22億1,850万円から、市債の補正額と同額の820万円増となる、22億2,670万円へ限度額の変更をするものです。説明は以上でございます。

○平田史郎委員

ありがとうございました。以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。特に質疑がないようですので、報告第36号を終了いたします。

次に、報告第37号「市川市立塩浜学園外構・校庭整備工事請負契約に関する臨時代理の報告について」を説明してください。

○教育施設課長

教育施設課長です。報告第37号「市川市立塩浜学園外構・校庭整備工事請負契約に関する臨時代理の報告について」、ご報告いたします。議案の19ページをお願い致します。先程ご説明いたしました報告第35号と同様に、本契約議案の内容には異議のないものとして教育長が臨時代理し、市長へ回答いたしましたので、ご報告いたします。次に、20ページから21ページをお願いいたします。本案件は、市川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により契約の承認を市議会へ提案するものです。市長より教育委員会に対して意見聴取があり、教育長が臨時に代理をいたしましたのでご報告するものでございます。次に、資料22ページをお願いいたします。1、工事名、市川市立塩浜学園外構・校庭整備工事。2、工事場所、市川市塩浜4丁目5番1号、地名地番としましては市川市塩浜4丁目16番1の一部です。3、請負代金額は2億8,050万円。4、契約方法は一般競争入札。5、契約相手方は市川市新井3丁目13番17号、工営建設株式会社代表取締役、渡部智光。6、工事概要は市川市立塩浜学園外構及び校庭整備工事で、テニスコート整備一式、防球ネット新設一式、グラウンド整備一式、付帯工事一式でございます。次に、資料24ページをお願いいたします。工期ですが、工事着手は、12月議会の議決後7日以内で、令和3年8月20日の完了を予定しております。なお、仮契約日は11月4日でございます。次に資料26ページをお願いいたします。入札の結果になります。5の落札者の工事経歴でございますが、主な工事の実績といたしましては、令和元年度に、塩浜1号公園整備工事や広尾防災公園整備工事などがございます。最後に、資料27ページから28ページに、案内図、配置図がでございます。説明は以上ででございます。

○平田史郎委員

ありがとうございます。以上で説明は終わりましたが、質疑はございますでしょうか。特に質疑がないようですので、報告第37号を終了いたします。

次に、報告第38号「市川市稲越町の区域における住居表示の実施に伴う関係条例の整理に関する条例の制定（うち第2条、第3条及び第4条に係る部分）」に関する臨時代理の報告について」を説明してください。

○義務教育課長

義務教育課長です。報告第38号「市川市稲越町の区域における住居表示の実施に伴う関係条例の整理に関する条例の制定（うち第2条、第3条及び第4条に係る部分）」に関する臨時代理の報告について」、ご説明させていただきます。資料は、29ページから33ページをご覧ください。市川市稲越町の区域における住居表示の実施に伴う関係条例の整理に関する条例の制定につきましては、先程ご説明いたしました報告第35号と同様に、異議のないものとして教育長が臨時代理し、市長へ回答いたしましたので、ご報告いたします。本条例案につきましては、令和3年2月から稲越町の区域において住居表示が実施されることに伴う改正となります。施行期日につきましては、住居表示は、令和3年2月1日から実施されることから、同日を施行期日とするものでございます。それでは、議案32ページから33ページをお願いいたします。まず、第2条は市川市立小学校設置条例の一部改正についてです。改正内容は、市川市立小学校設置条例の第2条の表の、市川市立稲越

小学校の位置、「市川市稲越町518番地の2」を「市川市稲越3丁目21番8号」に変更するものでございます。次に、第3条は市川市立特別支援学校設置条例の一部改正についてです。改正内容は、市川市立特別支援学校設置条例の第2条の表の、市川市立須和田の丘支援学校稲越校舎の位置、「市川市稲越町518番地の2」を「市川市稲越3丁目21番8号」に変更するものでございます。私からは以上になります。

○平田史郎委員

続けて青少年育成課長、お願いします。

○青少年育成課長

青少年育成課長です。議案の33ページをお願いいたします。引き続き報告第38号のうち、第4条、市川市放課後保育クラブの設置及び管理に関する条例の一部改正についてです。改正の内容は、市川市放課後保育クラブの設置及び管理に関する条例の別表のうち、市川市稲越小学校放課後保育クラブの位置を「市川市稲越町518番地の2」を「市川市稲越3丁目21番8号」に変更するものでございます。以上でございます。

○平田史郎委員

ありがとうございました。町が取れるのですね。以上で説明は終わりましたが、質疑はございますでしょうか。それでは質疑がないようですので、報告第38号を終了いたします。

次に、報告第39号「損害賠償請求事件の和解に関する臨時代理の報告について」を説明してください。

○学校安全安心対策担当室長

学校安全安心対策担当室長です。報告第39号「損害賠償請求事件の和解に関する臨時代理の報告について」、ご説明いたします。議案の35ページから41ページをご覧ください。損害賠償請求事件の和解につきましては、先程ご説明いたしました報告第35号と同様に、本和解の内容には異議のないものとして、教育長が臨時代理し、市長へ回答いたしましたので、ご報告いたします。それでは、議案の40・41ページをご覧ください。本件は、平成28年3月に市内の公立中学校で発生した教員による生徒の負傷事故に係る損害賠償請求事件について当事者間で合意に達し、和解により解決を図る必要があるため、令和2年12月市川市議会定例会の議案としているものであります。本示談において被害生徒側へ支払われる賠償額は、357万5,271円となります。なお、本示談は現在開会中の令和2年12月市川市議会定例会の議決をもって成立となりますことを併せてご報告いたします。説明は以上でございます。

○平田史郎委員

ありがとうございました。以上の説明につきまして質疑はございますでしょうか。特に質疑がないようですので、報告第39号を終了いたします。

続けて、報告第40号「学習用タブレット端末の購入に関する臨時代理の報告について」を説明してください。

○教育センター所長

教育センター所長です。報告第40号「学習用タブレット端末の購入に関する臨時代理の報告について」、ご報告させていただきます。議案42ページから46ペー

ジをお願いいたします。本案件は、市川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、契約の承認を市議会へ提案するものです。本件につきましては、先程ご説明いたしました報告第35号と同様に、異議のないものとして、教育長が臨時代理し、市長へ回答いたしましたので、ご報告いたします。議案47ページをお願いいたします。1、件名、学習用タブレット端末の購入。2、納入場所、千葉県内及び東京23区内。3、物品名、学習用タブレット端末2万1,011台。4、契約金額は6億3,327万1,540円。5、契約方法は一般競争入札。6、契約相手方は、市川市高石神29番2号、三和商事株式会社市川事業所、市川事業所長小林広樹でございます。次に48ページをお願いいたします。入札の結果でございますが、開札年月日は令和2年10月14日で、入札方法は一般競争入札で行いました。予定価格は9億4,549万2,898円で、入札結果は2社が入札に参加し、三和商事株式会社市川事業所が落札となったものです。説明は以上でございます。

○平田史郎委員

ありがとうございます。以上で説明は終わりましたが、質疑はございますでしょうか。特に質疑がないようですので、報告第40号を終了いたします。本日予定しておりました議案の審議はこれで終了いたします。それでは、教育長にお返しいたします。

○教育長

ありがとうございます。それではこれもちまして、令和2年12月定例教育委員会を閉会いたします。ありがとうございます。

(午後3時30分閉会)